

「統合型リゾート（IR）推進法案」に関する意見書（案）

第192回国会において審議されている、議員提出の「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」（いわゆる「統合型リゾート（IR）推進法案」）は、カジノや大型会議場、ホテル等が一体となった統合型リゾート（IR）の整備推進を政府に促す法案である。同法案は、刑法により厳しく禁じられている民間賭博を解禁し、カジノ施設の整備を推進しようとするものであり、許されるものではない。

カジノ施設の整備推進は、暴力団の関与、マネーロンダリング、周辺地域の治安の悪化、ギャンブル依存症の拡大、青少年への悪影響等をもたらし、これらに対する様々な対策を講ずるためにばくだいな社会的費用を必要とする。

また、IR施設の破たん等は、米国のアトランティックシティや韓国のカンウォンランド、マカオなど世界各地で起きており、経済効果は希薄である。

さらに、ギャンブル依存症の拡大は深刻な問題である。我が国には、約536万人のギャンブル依存者が存在すると推定されている。カジノ施設の整備推進は、新たな依存者を生み出すことになるため、許されるものではない。

加えて、賭博には敗者が存在する。平成26年に日本弁護士連合会が実施した「破産事件及び個人再生事件記録調査」によると、ギャンブルが原因とみられる破産者は全体の4%程度に上る。カジノ施設の整備推進は、多重債務者を生み出す要因になり、官民一体で実施している多重債務者対策にも逆行する。

カジノを中心とした統合型リゾート（IR）を、「成長戦略」の目玉とすることは、あぶく銭を当てにした退廃的な経済政策である。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、本法案を成立させないよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

共

平成 28 年 1 月 日

東京都議会議長 川井 しげお

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣

} 宛て